

1. 課徴金制度等の見直し

【課徴金の対象となる行為類型の拡大】

排除型私的独占

不当廉売, 差別対価,

共同の取引拒絶, 再販売価格の拘束

(同一の違反行為を繰り返した場合)

優越的地位の濫用

現行法



改正法

課徴金算定率 ()内は中小企業の場合

	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)
支配型私的独占	10%	3%	2%

+ 改正法で追加

排除型私的独占	6%	2%	1%
不当廉売, 差別対価等	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

主導的事業者に対する課徴金を割増し

- ・カルテル・入札談合等を主導した事業者に対し, 課徴金を5割増しする

課徴金減免制度の拡充

- ・共同申請: 同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認める
- ・減免申請者数の拡大: 調査開始前と開始後で併せて5社まで(ただし, 調査開始後は最大3社まで)に拡大する(現行3社)

事業を承継した一定の企業に対しても排除措置命令・課徴金納付命令を可能にする

排除措置命令・課徴金納付命令に係る除斥期間を現行の3年から5年に延長する